

平成30年度第1回国民健康保険運営協議会 議事録

日時 平成30年5月21日(月) 午後6時28分～午後8時5分

場所 富良野市役所 3階 第三会議室

出席者 18名

(委員) 10名 刑部委員・福田委員・大西委員・早川委員・小山内委員・黒岩委員・栗野委員
大門委員・大内委員・角谷委員・段委員(欠席:藤岡委員)

(市) 6名 北市長・関澤市民課長・清水税務課長・稲葉保健医療課長・高田医療国保係長
安藤主査

1 開会 関澤課長

ご案内の時間より若干早いですが、予定されている委員の皆さんお集まりいただきましたので、これより平成30年度第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきたいと思っております。進行を務めます国民健康保険を担当している市民課の関澤と申します。よろしく願いいたします。今日の運営協議会ですが、藤岡委員から欠席ということでご連絡をいただいておりますので、報告させていただきます。

皆さんのお手元に今日の資料をお配りしておりますし、事前配布させていただいた資料もありますので、資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、国民健康保険運営協議会議案ということで、事前配布させていただいております。申し訳ありません。本日一枚ぺらがあると思うんですが、一番最後のページにつける議案第2号の表題の部分が抜けておりました。申し訳ありませんけれども、追加ということでお願いをしたいと思います。それと、もう一つが、付属資料ということで少し厚い冊子を郵送させていただいております。あと、事前配布で、国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)第3期特定健康診査等実施計画、こちらの冊子を事前配布させていただいております。それと本日お配りしているものですが、2枚をホッチキス止めしました国民健康保険の概要というものをお配りしております。それと新任の委員の方につきましては、昨年度、平成29年度に開催しました第1回と第2回の国民健康保険運営協議会の議案をお配りしております。もう一つ、新任委員の方に、「国保ふらの」という冊子をお配りしております。

あと、皆さんにお配りしているのが「上川の国保」、それと封筒に入っております国保新聞、郵送で送らせていただいているのもそうですけれども、これらを今回、少し多いですが、送らせていただいております。お手元で足りないもの、皆さん揃ってますでしょうか。

では進めさせていただきたいと思っております。国民健康保険の運営協議会、本年4月から新たな委員さんに委嘱をするということで、冒頭、北市長から委嘱状の交付を行わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 委嘱辞令 交付 (北市長より 出席各委員へ委嘱状交付)

続きまして日程3の市長あいさつ、北市長からご挨拶を申し上げます。

3 市長挨拶 北市長

改めまして、こんばんは。ただいま委嘱もさせていただきましたけれども、富良野市国民健康保険運営協議会委員の皆様におかれましては、平素から国民健康保険の維持・保全に多大なるご尽力をいただいておりますことを心からお礼申し上げたいと思っております。また、先般、制度改正ということで、4月1日から実施されておりますけれども、これに関しましては、税率等のご審議もいただきました。市民に直結する、いわゆる負担の部分を含めての、一番身近なところでのご協議というふうに思っております。そうしたことからすると、大変なご心労もおかけしたのではないかなというふうに思っております。この場をお借りして、心から感謝と敬意を申し上げたいと思っております。ただいま、辞令交付をさせていただきましたけれども、新年度から、旧来は2年任期ということでございましたけど、今回から3年任期ということになります。一つまた、ご尽力いただきますけれども、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。国保を取り巻く環境につきましては、制度改正が行

われたということに顕著に表れているかなというふうに思います。国保自体が制度化されたのが、昭和13年頃、各市町村に任意での加入ということで創設されたのが始まりでございまして、今の国民皆保険に変わったのが、昭和35年からというふうにお聞きをしております。しかしながら、この皆保険に変わったこの当時から、やはり市町村が担うということで、その国民健康保険の持っている、いわゆる、農業者ですとか漁業者ですとか、あるいは自営業者、そしてまた高齢者という方々がこの国民健康保険に加入ということでありますから、財政的な不安については、この皆保険、昭和33年、制度化された時から付きまとっていた不安材料だったようであります。しかしながら、やや半世紀を超える年月を経て、今やと、都道府県がこの国民健康保険の主体になっていくということで、変わったわけでありまして。しかしながら、抱える課題については、まだまだ抜本的な改革、いわゆる、話題にはなっておりますけれども保険の一本化ということの話題もあるようではありますけれども、ここにいたるまでには、まだまだ遠い道のりがあるのかなというふうに思っております。まあ、こうした時代背景、そしてまた制度の変更ということで、とり行われてはおりますけれども、このあとまだまだ、前段申し上げた通り、市民の一番身近なところでのご協議をいただくという、その重い責任については、変わらずこの後も続くのかなというふうに思っております。そんな意味では、このあと委員各位の、それぞれのご尽力、そしてまたご協力をよろしくお願ひ申し上げたいという風に思います。このあと、それぞれ、議案等の審議もされることと思っておりますけれども、今日の会合を契機に、ますます富良野の国民健康保険がますます充実されますように、そしてまた委員各位のご健勝でのご活躍をお願ひ申し上げまして、簡単ではありますけれどもご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

関澤課長

それでは、続きまして、会長、会長代理選任でありますけれども、選任につきましては北市長が進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

4 会長・会長代理選任

北市長

それでは、会長、会長代理選任の件でありますけれども、選任にあたっては、法令によりまして、公益代表の中から、委員の選挙によって決めるということになっております。委員の方から、自薦、他薦などありますでしょうか。

刑部委員

今、お話のあった通り、自薦・他薦という手もあるとは思いますが、新しく変わられた方もいるし、みんなで議論するという手もあるとは思いますが、みんなの意見を聞くということですか。

北市長

それでも結構です。あれば出していただきたいと思ひますし、何か決めていくのに方法があるとなれば、ご提案をいただきたいと思ひますが…。

刑部委員

別にこれといった方法はないんですけども、新しい方もいらっしゃるし、過去の事例等もあれば、参考にさせてもらいながら、ここでみんなで議論するのも一つの方法ですけども、過去の事例等も含めてちょっとお聞きしたいと思ひます。

関澤課長

過去の事例ということでありますと、事務局側で事前にお願ひをしていることもありまして、その方にお願ひをするというのが、この間、私の知ってる限りではあります。

北市長

それでは、事務局案でご提案をさせていただいているのが、今までの例になっているということで説明がりましたが、そういった形で進めさせていただいてよろしいですか。

(「いいです。」の声あり)

北市長

それでは、事務局案の説明をお願いいたします。

関澤課長

はい、それでは事前に内諾をいただいている方がいらっしゃいますので、まずはご報告をさせていただきたいと思います。会長に早川英剛委員、会長代理に大門敏雄委員に内諾を得ておりますので、委員各位のご協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

北市長

ただいま、事務局の方から報告がございました。会長に早川委員、会長代理に大門委員、このお二人を選任することによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

北市長

はい、ありがとうございます。それでは、会長に早川委員、会長代理に大門委員ということで決めさせていただきます。それでは、さっそく、会長に就任されました早川委員につきましては、こちらの方にお座りください。それでは、席についていただいたところで、早川委員から会長挨拶ということでお願ひをしたいと思います。

5 会長挨拶 早川会長

委員の皆さん、おぼんでございます。ただいま、会長に選任いただきました早川でございます。制度の変更に伴い、任期が3年になったということがございますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。それでは、会長就任と本日の第1回の運営協議会の開催にあたりまして、ひとことご挨拶申し上げたいと思ひます。

先ほど市長の方からもありましたが、4月になりまして新しい国民健康保険制度がスタートしたということでございます。富良野市におきましても、これまでの運営協議会での国保税の税率について、協議を重ねてまいったところでございます。事務局の報告にもありましたが、これからされると思ひますが、5月の23日に臨時議会が開催されるということでございます。その中で税率の改正が提案されると聞いてございます。その中で、答申した税率が話をされるという見込みになっているとお聞きをしております。これまでの国民健康保険制度は、様々な課題を抱えながら、かつ厳しい財政の中で運営がなされてきております。これまでの制度改正で国民皆保険の柱であるこの国保制度が安定していくことを期待しているところでございます。国民健康保険運営協議会につきましても、制度改正による位置づけについては、変わりはありませんけれど、国民健康保険の運営に関して、意見交換や調査、審議、市長への具申を行う組織であるということでもありますので、市民が安心して生活できる基盤を守るために、重要な位置づけになってございます。皆さんの、今日もご協議、ご協力をいただきまして、今後進めてまいりたいと思ひますので、簡単ではございますけれども、会長の就任の挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

関澤課長

ありがとうございます。それでは今回改選がありましたので、本日出席いただいている委員の皆様から、一言ずつ、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(出席各委員 自己紹介)

ありがとうございます。それでは、市長におかれましては、次の業務もあることから、もうしわけありませんがこの場を退席いたします。

(市長退席)

これ以降、会議の進行を早川会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

6 会議録署名委員指名

それでは、日程 6 になりますけれど、会議録署名委員ということでございますけれども、本日の会議録署名委員を大西委員と黒岩委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それではよろしくお願ひをいたします。

報告事項に入る前に、事務局より、国民健康保険の概要について、説明をお願いしたいと思います。

(国民健康保険の概要について、資料により、関澤課長より説明。)

早川会長

今、概要説明がありましたけれど、つづいて、本日の議事の方に入っていきたいと思います。

7、報告事項

早川会長

日程 7 になりますけど、報告第 1 号、国民健康保険事業一般経過報告についてということで、事務局より説明をいただきたいと思ひます。

(報告第 1 号 関澤課長 資料により説明)

主な内容

○前回協議会以降分の経過

- ・3/19 平成 30 年度国民健康保険特別会計予算、富良野市国民健康保険条例及び富良野市国民健康保険事業保険給付基金条例の一部改正 議決
- ・4/1 国民健康保険 新制度スタート
- ・4/12 富良野市国民健康保険税税率等の改正に係るパブリックコメント(4/12～5/2)
→ 市民からの意見なし

早川会長

ただいま、報告第 1 号ということで、事務局より説明がありましたけど、この内容について、皆さんの方からの質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは質問がないということでございますので、報告第 1 号については、承認させていただきますと思ひます。

報告第 2 号、平成 29 年度国民健康保険特別会計決算見込について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(報告第 2 号 関澤課長 資料により説明)

主な内容

平成 29 年度 国民健康保険特別会計決算見込み(4 月末時点)

歳入 30 億 8286 万円、歳出 29 億 8017 万円、1 億 269 万円が決算剰余金となる見込み

決算剰余金については、次年度繰り越し、基金に積み立て(決算確定後)

前回協議会以降の変更部分については、保険給付費(医療費)が少なく推移

歳入については、収納率が見込みより伸びたこと、国・道の調整交付金が確定し、当初見込みより多く入ってきたこと、および療養給付費の追加交付があったため、基金からの繰り入れをせずに、黒

字の決算になる見込み。

平成30年度から予算の組み立てが大きく変更。市町村が支払っていた医療費については全額都道府県から入ってくるが、国民健康保険税については、前年の所得の状況で大きく変わってくるため、基金についてはその調整を行うことも想定される。

早川会長

今、報告がありましたけれども、黒字決算ということで、ひと安心しているところだと思います。報告第2号について、皆様の方から質問等ございますでしょうか。

大西委員

よろしいですか。基金を使わずに、黒字決算、非常にいいことだと思うんですけども、この中身見ますと、保険給付費ですね、これが前年度と比較して1億6900万ですか、減ったというのが大きな要因でないかと思うんですよね。この医療費が減ったというのは、なんか要因みたいなのは把握されていますかね。

早川会長

関連してありませんか。よろしいですか。それでは事務局の方から…。

関澤課長

医療費の金額が減った要因の分析ということでいきますと、これ以降ですね、保健医療課の方で、全体的な医療費、どういった病気にかかった人が多いですとか、そういった内容の分析をすることになります。全体的な傾向としては、やはり高額療養費といわれる部分が少なくなってきておりますので、一人当たりの医療費につきましても、今、富良野市でいきますと微増という状況で、被保険者の数が減っておりますので、全体の医療費が少なくなっているというのが今の段階であります。細かい中身になりますと、今後、報告をさせていただきたいと思います。

早川会長

大西委員、よろしいですか。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、報告第2号につきましても、承認ということにさせていただきたいと思えます。続いて、報告第3号、平成29年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について、事務局より説明をお願いいたします。

(報告第3号 稲葉課長 資料により説明)

主な内容

特定健康診査、29年度については前年を下回る状況。性別・年代別では、40代の受診率が平成25年度に比べ下がっている。今後、取り組みを強化していきたい。地区別では、農村地区の受診率が比較的高い。健診データの分析は、現在担当で進めている。次回の協議会の中で報告予定。

特定保健指導、平成29年度は62.4%の見込み。

早川会長

ありがとうございます。ただいま、実際の報告がありましたけど、この点についてご質問、ご意見ありましたらお受けしたいと思います。

よろしいですか。なにか気が付いた点がありましたらあとでも結構ですので、報告第3号につきましても、承認ということにさせていただきたいと思えます。

8、協議事項

早川会長

それでは、協議事項にはいっていきたいと思います。議案第1号、平成30年度、富良野市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

(議案第1号 関澤課長 資料により説明)

- 国保制度の改正と国保税の概要
- 平成29年度第1回・第2回国保運営協議会の検討経過
- 国民健康保険税条例の一部改正に係る議案提出
 - ・国民健康保険税課税額の定義について
 - ・国民健康保険税率について
 - ・賦課限度額について
 - ・減額措置にかかる軽減判定所得について

早川会長

議案第1号の関係で、説明をいただきましたけれど、この点につきまして、質問ありますでしょうか。

5月の23日に臨時議会が開催されるということです。日程的に、今、事務局より話がありましたように、提案する前に審議をお願いするところでもありますけれど、議案の方はすでに提出されており、5月23日に審議されるということをご了承いただいて、内容について何かありますでしょうか。

大西委員

参考までにいいですか。平成29年、去年の所得、もう確定しましたよね。それに基づいて、新たに今回試算されているのでないかと思うのですけれども、その結果を、30年度、今年度の予算と照らし合わせて、どういう状況なんですかね。

関澤課長

試算の部分でありますけども、23日に条例改正ということを出していることもありまして、まだ具体的な試算については、これからの作業ということになりますので、申し訳ありませんけれどもご理解いただきたいと思います。

早川会長

大西委員、よろしいでしょうか。

大西委員

所得は、まあ農業所得なんかはその年によって大きく変動したりしますよね。その関係で、見込みで試算した結果、予算を上回ってたらいいんですけどね、逆に見込みが過大であって、国保税の予算に達していなかったと、そんな状況になると、また問題が出てくると思うんですよね。今まで、そういう所得が変動した際、調整交付金なんかで、ある程度国の方から出ていたと思うんですけれど、今回そういった措置ってないですよね。その辺がどうなるかなって思ったものですから……。

早川会長

その辺を含めまして、説明をお願いいたします。

関澤課長

所得の状況を勘案する部分で行きますと、北海道から求められる保険事業納付金なんですけど、これについては、過去の所得の状況で、それが反映されることになっています。なので、すぐその年の分について、その年の歳入で賄われるということではないんですけれども、年を追った形で、後追いになるんですけれども、その部分については、納める金額が多くなったり、少なくなったりということで、調整をされるという風な納付金の制度になっておりますので、その調整機能がまるきりなくなったわけではないということだけ

はご理解いただきたいと思います。

早川会長

今、大西委員が聞いた中身について、新しく委員になられた方もいますけれど、前年度の所得に対して計算をされるとか、そういう部分があるということを懸念されて、大西委員が言われたんですけど、これについては道の方との調整というか、いろいろ数値を見ながらやっていくということで、ご理解いただいて、私もうまく説明できませんけれども、課長の方からの説明でご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

刑部委員

今の件に関わるのだけど、一年一年、そういうふうの前年度の状況見て、今年度の状況見て、過去それでやってきたんだけど、この10ページの2でいくと、税制改正は概ね3年間に1回となっていますよね。この部分との関連はね、この11ページに一応、新しい条例の改正案として、こういう風に数字を出してきたんですけど、3年間はこの部分固定しながらいって、途中で何かあった場合は、何か考えるのですか。過去は、一年一年調整できたからいいけど、この文言から行けば、3年固定ということになるのかい。

関澤課長

国民健康保険税の税率については、毎年改正するということでも、問題があるわけではないんです。そこは、変わっていません。ただ、刑部委員がおっしゃっている部分で行くと、平成20年度以降、続けて国民健康保険税の税率改正をやってきたという経過があったからかなというふうに思います。

刑部委員

それは結局ね、やっぱり基金の方が厳しくなって、値上げをせざるを得ないということがあって、値上げをした経過があるんですよね。ここで、10ページにこだわるけれども、概ね3年に1回ってというのは、あんまり気にしなくていいのかい。

関澤課長

この部分につきましては、毎年、変更することはできるんですけども、毎年変更するとなると、市民の方にもわかりにくいという部分もあるだろうということで、今回の税率の検討につきましては、医療費は年々伸びていっています。被保険者の人数につきましては、毎年減っていっています。そういったことを勘案して、3年間、この税率であれば、今時点の想定では、3年間税率を変えずになんとか行けるのではないかと、ということで提案をさせていただきました。先ほども足りなかった部分どうするのかということになりますと、基金を取り崩して、そのことに充てていくという部分、そういった運営に関してはこれまでと変わらないです。基金につきましては、29年度時点で、概ね1億5千万ほどの基金を持っていて、29年度決算を終えて、いくら基金に積むのかというのは、これから確定させることになりますけれども、1億5千万をこえる金額を基金としてもって、調整財源ということで進めさせていただくことになります。不足した部分につきましては、基金を取り崩して充てて、所得が見込みより多くて、決算剰余金が発生するというのであれば、再び基金に積んでというような運営になりますので、その取り崩したり、積み立てたりというようなことの対応をしながら、3年間何とか持たせられないかというような前提での、税率の設定をさせていただいているところです。ですので、固定ということわけではないです。

刑部委員

一般の国保新聞によると、全国的に介護保険料の部分で、相当窮屈になって値上げをしなきゃならんというのが載っているんだよね。ですから、本市もどういう風になっているか詳しくわかりませんが、やはり、3年間って謳っちゃうと、どうなのかなって気がする。過去にも、前の部長か、その前の部長が、大丈夫だって言ったんだけど、その口も乾かないうちにまた値上げしたっていう経過もあるんで、やはり、これは慎重に…、確かに、繰り入れ、積み増しっていうのはするんだけど、国保全体の税源から見る場合、1億5千万ぐらいっていうのは、過去の事例からいくと、下手すると、結構消化するきわどい数字ではあると…。

私的に見れば、心配だなんて気はしてるんですよね。やっぱり、結構動くんでね…。

早川会長

今の刑部委員の心配の部分も含めまして、事務局の方からお願いします。

関澤課長

1億5千万の基金の残額だと、運営に心配があるんじゃないかというようなご懸念もいただきました。平成29年度までだと医療費の支払自体が市町村独自でそのことを賄わなければならなかったものですから、1億5千万あったとしても、本当に安心できる金額じゃないという状況ではありましたが、平成30年度以降については、医療費払った分については、全額北海道からそのお金が来ますので、その年につきましては、その部分で不足は生じないということになります。足りない部分っていうのは、北海道に対して富良野市が求められている保険料納付金というものを納めなければならないんですけども、それについては、こちらの付属資料の5ページ、国保事業納付金、で右側、本算定確定係数というふうに書いている部分が、今年度、富良野市に請求される保険事業納付金になります。合計で、7億9千24万8209円という請求が、北海道から来ます。これを収めるのに、国民健康保険税を充てるんですけども、それが足りるのか、足りないのかというようなことになります。ですので、医療費の動きについては、その年で行くと、国保の運営については、左右をされないことになります。ただ、この保険料の納付金については、都道府県が考える医療費の見込みで請求をされますので、医療費がたくさんかかっている市町村については、たくさんお金が請求されることになります。ただ、それは過去の状況を踏まえて、請求をされるものになっておりますので、たくさんかかる年があると、2年後とか、3年後の北海道に納める納付金が高くなっていくというようなことになるものですから、単年の運営ということでは、刑部委員が心配されている…。

刑部委員

とりあえず1年間は何とかかなということかな。

関澤課長

もう少し何とかかなという風に思っはいますが、こればかりは新しい制度スタートしたばかりなので…。

刑部委員

問題はそこなんだ。これから新しくなるからね。

福田委員

しっくりいかないのが、今説明のあった基金積み立てている部分を、今までは市町村単位ですべてのことやらなきゃならんっていうことだから、その中でやりくりしてやっていたというのが現況ですけど、市町村が納付っていうか、集めるのと道に納めるっていう事業で、細かい計算なんか、税率決めたりとかそういうのはやりますけども、北海道がすべて責任持つっていう認識っていうか、感覚だったんですよね。そこが、今説明聞いていると、やっぱり基金を持って調整しながらやらなきゃならんということになるとね、今までと何が違うのっていう…、北海道になったからって安心じゃないんですかね。医療費分は使っただけそのまま来っていうのは、今説明聞いて、書いてもあるし間違いないことなんでしょけども、多くのことについて調整をしながらやらなきゃならんっていうことが、今までとどう違うのかな…。

本来であれば基金なんか置かないで、全て道が責任をもってやるのが本来、制度変えていくんであればその方向に向かっていくべきだと思うし、市町村が各自で調整しなければならんっていうこと自体が、またどっかで行き詰ることがあると思うんで、是非、その、まだ練り上げている段階だとしたら、道に向かってっていうか、国に向かってもその方向で、市町村自体が調整しなきゃならんっていうことをなくしてくれるような方向でお願いしたいなって個人的には思うんですけども…。

関澤課長

福田委員がおっしゃっている部分、思いについてはわかります。市町村ごとに困らないようにするというのが、私も理想だという風に思いますけれども、今回スタートした制度については、保険税率についても市町村ごとに決められますよってということであったり、なかなかですね、後期高齢者の、75歳以上の医療保険については、全道一本の保険料で、お金も全部、後期高齢者医療広域連合というところで支払っているというような運営なんですけれども、今回の国民健康保険の改正については、そのような形までにはなっていないものですから、懸念される、その市町村が心配しなければならないという部分っていうのは、若干残った形になっております。ただ、これで30年度からスタートしましたので、これが次変わるというのはですね、どういったタイミングになっていくのかっていうのは、ちょっとわからない部分でありまして、なるべく心配がないようにということで、市町村で個別に基金をもって、お金が足りなかつたら出していかなきゃならないというふうになっていることは、そのあたりは何ともしがたいという風に思います。

福田委員

制度なんで、どうしようもないところもあると思いますけれど、今までと変わりなく医療費の抑制だったり、いろいろなことをやっていかなきゃならんということだと認識していればいいということですか。

関澤課長

はい、そこは変わらないです。かかる医療費が少なくなれば、都道府県から請求される保険料の納付金も将来的に少なくなっていくというような、全体の仕組みにはなっていますので、やらなければならないことや目指す方向性については変わらないです。

早川会長

よろしいでしょうか。

福田委員

どうしようもないということはわかりました。

早川会長

他にございますでしょうか。大きく変わった制度ですので、かなり疑問な点、心配な点もあると思いますので、いろいろと質問があるかと思いますが…。あとはよろしいでしょうか。

それでは前に進んでよろしいでしょうか。議案第1号 条例の一部改正についてということでありまして、承認をいただくということでもよろしいでしょうか。

(「ハイ」という声あり)

早川会長

ありがとうございます。続きまして、議案第2号、富良野市国民健康保険第2期保健事業計画、及び第3期特定健康診査等実施計画について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(議案第2号 稲葉課長 資料により説明)

- 前回の運営協議会で説明した内容で、パブリックコメントを実施、市民からの意見は特になし。
- 今回の協議会で決定いただきたい。
- 被保険者数の減少に伴い総医療費が減少
- 一人当たりの医療費が増えないように、維持できていると思われる。
- 特に医療費が高額になる脳血管疾患、糖尿病等の医療費の割合が減少。
- 受診率を60%、特定保健指導の実施率を70%に設定
- 事業者検診等の受診者のデータの活用

早川会長

今、計画の内容について、説明がありました、かなり中身が膨大でありますけれど、質問がありましたらお受けしたいと思います。

福田委員

健診率のことについて、毎回、話になるんですけども、具体的な方策についてはこれから検討していくことのようにありますけれど、昨年の報告の中で、若い世代がちょっと落ちている、40代の世代が落ちているということで、想定される要因というのは、いそがしくていけないとか、休みがなくて行けないというような想定される要因ってあるんでしょうか。

稲葉課長

新たに対象となる40代、40歳になる方ですとか、何回か勧奨の文章を送らせていただいたりですとか電話がわかる方だったりですとか、実際に自宅の方に訪問して会える方には、どういう状況かっていうのを聞いていたりしているのですが、実はなかなか会えないという状況もあって、実際のところ、受診されない原因というところをつかめているかっていうと、まだ十分にはつかみきれていないところかなって思っています。

ただ、やはり今まで、30代から受けている方に関しては、引き続き受けていただいているところがあって、やはり、まだ若いというところで、なかなか健診をうけるという行動がとれていない方たちっていうのは、どちらかという町場の方に多いというところがあって、先ほどの農村地区の方々は、親世代も受けているのもあるので、そこと一緒に受けているというところで、比較的受けていただいているんですが、町場はやっぱり、なかなかそういったところが、結びついていないっていう状況はあるだろうとみております。

福田委員

あと、現役世代っていうか、今、休みも週休二日とか増えては来ているけど、業種によっては休みがほとんどない、月何回かしかないとか、週1回しかないとか、そういうことも結構関係あるのかなと思うんですけど、あと、事業所っていうか、そこそこによって、考え方っていうのが違うと思うんですね。助成して、健康診断を受けるのを後押ししているところもあれば、具合が悪くなったら行けばいいっていうところとか、有ると思うんで、そういうところをね、企業とかね、会社関係に働きかけて、みんなでやっていこうっていうような、個人個人となると、なかなか個人社会っていうか、独自の世界観を持っていて、難しいと思うんで、みんなが向かっていくような方法を考えていったらいいのかなって…、個人的な、自分のことを考えてみたら、45から健診いきだしたんですけど、それまでは全然必要ないと思っていたんで…、ただ、10何年たってみると、やっぱり行っておいてよかったなというのがあるので、なるべくそういう関心のない世代に向いてもらうような方策を練ってもらいたいと思います。

稲葉課長

今の福田委員のご意見にすべて集約されているふうに、私も思います。事業所ですとか、職場からの働きかけですとか、そういうところ、働いている方は必ずいろんなことで健康診断っていうのは実施しておりますので、そういった結果を国保の特定健診として利用・活用させていただきたいというところの周知ですとか、そういうところを、事業所を通して行うですとか、商工会議所とかそういうところとは、連携をしながらやっているんですけども、そういう働きかけも今後継続していきながら、何とか受けていただけるような取り組みを進めていきたいというふうに思います。

早川会長

貴重な意見をいただきました。他にございますでしょうか。

ございませんか。

それでは、無いようでございますので、第2号議案、承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「ハイ」という声あり)

早川会長

ありがとうございます。その他、事務局の方からありますでしょうか。

9 その他



(高田係長説明)

10 閉会

早川会長

事務局の方の提案は、以上でございます。それでは、平成30年度第1回の国民健康保険運営協議会をこれで終了させていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。

平成30年6月12日

会長	早川英剛	
委員	大西克男	
委員	黒岩優佳	